

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで 大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において金額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」または領収証書の添付が必要です。

令和6年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方

10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。

令和6年10月1日～12月31日に今年はじめに国民年金保険料を納付した方

2月上旬から順次送付されます。

なお、ねんきんネットからe-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。詳しくは、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。

☎ ねんきん加入者ダイヤル 0570(003)004 ※050から始まる電話からは 03(6630)2525



滞納整理に努めています

税金は市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりのための大切な財源です。

市では、未払い金の収納向上に取り組んでいます。滞納者には財産調査を行い、差押などの滞納処分を執行する場合もあります。市税等を納期内に納めていない方は、早急に納付してください。

※納付が困難な特別な事情がある方は、ご相談ください。滞納処分の流れ

①督促・納付が確認できない場合、法律の規定により督促状を発送します。

②財産調査・債権(預貯金・給料等)、不動産等の調査を行います。

③差押・調査により差押が可能な財産を決定し、差押を執行します。

④換価・公売・差押財産の取り立てまたは公売を実施し、現金化を行います。

⑤滞納市税へ充当・換価した財産を滞納市税に充てます。

☎ 取税課(2階) 20 1578 FAX 20 1609

11月12日～11月25日は女性に対する暴力をなくす運動期間、11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等から女性に対する暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は、人権を著しく侵害する行為です。また、暴力を振るわれる親を、子どもが見ることは児童虐待にもなります。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

【相談窓口】 千葉県女性サポートセンター ☎ 043(206)8002 ※24時間対応

千葉県男性のための総合相談 ☎ 043(308)3421 ※毎週火曜・水曜16時～20時、土曜12時30分～16時30分 長生保健所

(長生健康福祉センター) ☎ 22)5565 ※9時～17時(土日・休日除く)、面接相談要予約

子育て支援課

子ども家庭センター(8階) ☎ 20)1573 FAX 20)1606 内閣府DV相談+ ☎ 0120(279)889 ※24時間対応 チャット相談12時～22時

Jアラート

全国一斉情報伝達訓練

国および市において、地震や武力攻撃などの災害時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を行います。市内の防災行政無線から次のとおり放送されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

日時

11月20日(金)、令和7年2月12日(金)(いずれも11時頃を予定)

放送内容

〔上り4音チャイム〕 「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す) 「こちらは、ほうさいもばらです」

〔下り4音チャイム〕 ※国の判断により訓練を中止する場合があります。

☎ 防災対策課(4階) 36)7580 FAX 20)1602

シニア向け

スマートフォン教室

日時

①令和7年1月16日(木) ②令和7年1月23日(木) 9時30分～11時30分

場所

①五郷福祉センター

内容

スマホの基本とLINE体験 ※練習用スマホによる受講

対象

市内在住のおおむね60歳以上の方

定員

各20人(申込順)

費用

無料

申込

11月19日(金)10時～12月19日(木)17時までに電話にて

☎ 総務課(4階) 20)1519 FAX 20)1602

